

予防すべき感染症に伴う出席停止の扱いについて

令和2年4月現在

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 R2.2 新型コロナウイルス感染症 追加	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	条件によって出席停止措置が考えられる疾患	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

出席停止について

- 上記の感染症にかかった生徒は、学校内での感染拡大を予防するため出席停止になります。（欠席にはなりません）
- 感染症にかかった場合及びその疑いがある場合は、直ちに学級担任に連絡をしてください。
- 出席停止になった場合は、医師の許可があるまで登校はできません。早期回復のためしっかり療養をしてください。
- 登校時は、生徒手帳の中にある『感染症罹患報告書』に医師から記入してもらい、学級担任を通して保健室に提出してください。ご提出のない場合は、出席停止は認められません。

感染症罹患報告書	
年 組 番 氏名	
病 名	
発 症	年 月 日
登校許可	年 月 日
医師・医療機関名	年 月 日 印

※『感染症罹患報告書』は生徒手帳 41 頁以降をご活用ください。医師より証明をいただく際に、文書料が発生することがありますがご了承ください。生徒手帳をご活用いただくことをおすすめいたします。

第三種『その他の感染症』は、出席停止期間が定められている感染症ではありません。医師から出席停止を指示された場合は、担任に連絡の後、登校する際には「感染症罹患報告書」をご提出ください。

第三種その他の感染症として、溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症、ロタウイルス感染症、ノロウイルス感染症を含む）・手足口病・伝染性紅斑（リンゴ病）・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症などがあります。

また、出席停止の措置が必要ないと考えられる感染症として、アタマジラミ、伝染性柔属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）があります。